

自転車等放置規制区域及び駐輪場位置図

(令和6年4月1日現在)

自転車等放置規制区域内の道路や公園等に放置された自転車やバイクは、条例に基づき撤去します。

(放置とは、利用者等が自転車・バイクから離れて直ちに移動することができない状態をいいます。*時間は関係ありません。)

撤去の際、柵等の工作物にチェーン等でつながれていた場合、やむを得ず切断します。*損害については責任を負いません。

右図は放置規制区域を示します。



〈紙屋町・八丁堀周辺〉

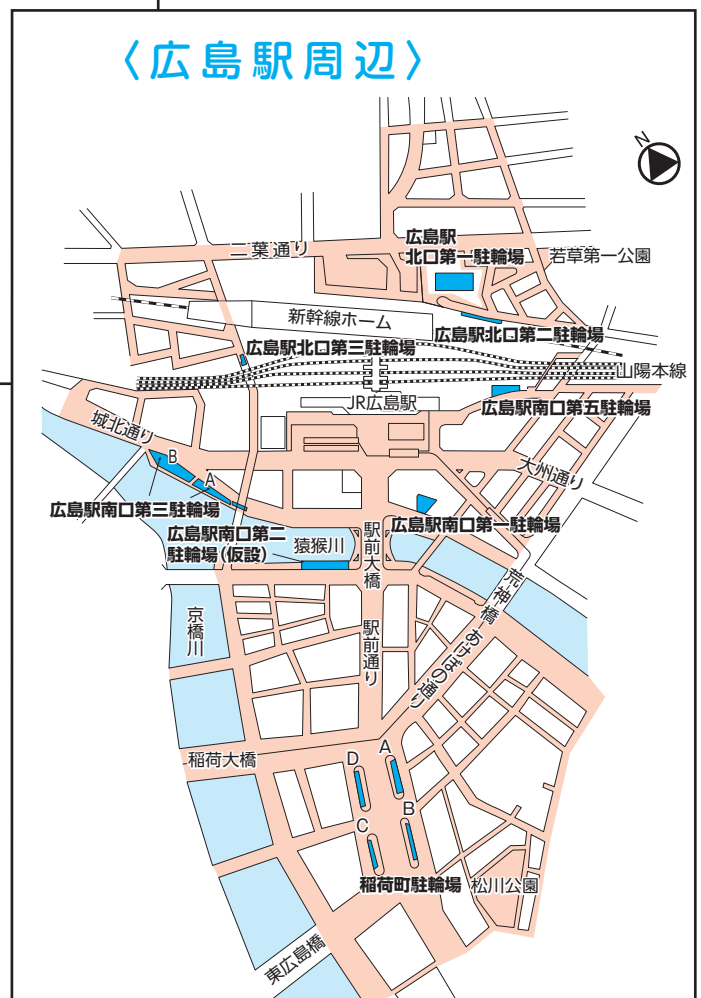


〈新白島駅周辺〉



- *民間路上駐輪場については、開設予定も含まれます。
- *西広島駅周辺の駐輪場については、区画整理事業等に伴い変更される場合があります。

〈広島駅周辺〉



- 放置規制区域
- 駐輪場
- 民間路上駐輪場